

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの **1件**

国民年金関係 **1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200015号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200006号

第1 結論

平成2年11月から平成7年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年11月から平成7年9月まで

私は、請求期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、「厚生年金等加入」を理由に請求期間の保険料が還付され、国民年金の未加入期間とされている。当時厚生年金保険に加入した事実がないので、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

当時の国民年金法では、厚生年金保険等の被用者年金に加入した場合、国民年金第一号被保険者資格を喪失し国民年金保険料の納付を要しなくなるところ、オンライン記録によると、請求者は「厚生年金等加入」を理由に請求期間の国民年金被保険者資格を喪失され請求期間である59月分の保険料を還付されている。

しかしながら、請求者は、雇用保険及びオンライン記録によると請求期間において厚生年金保険の適用事業所でない事業所に勤務していることが確認できる上、同事業所が加入していた国民健康保険組合によると国民健康保険の被保険者であり、還付記録からも国民年金保険料を納付していることが明らかである。

また、国民年金第一号被保険者資格の喪失処理及び還付処理を担当したA市及び管轄社会保険事務所(当時)は、当時の資料はない旨回答している。

さらに、請求者の戸籍附票及び改製原附票から国外への転出は確認できず、請求期間は国民年金保険料を納付すべき強制加入(第一号)被保険者期間である。

したがって、請求者は請求期間において、厚生年金保険等の被用者年金に加入していたことは認められず、請求者の国民年金被保険者資格喪失及び国民年金保険料の還付には合理的な理由がない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。